

令和7年度 第1回

水戸市吉田市民センター運営審議会

日 時 令和7年7月22日（火）

午後2時00分から

場 所 吉田市民センター「会議室」

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

- (1) 令和6年度事業報告について
- (2) 令和6年度利用状況について
- (3) 令和7年度吉田市民センター運営方針及び重点目標について
- (4) 令和7年度事業計画について
- (5) 令和7年度定期講座開設状況について
- (6) その他

4 閉 会

水戸市吉田市民センター運営審議会委員名簿

(任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日)

職	ふりがな 委員の氏名		選出区分	団体等名及び役職名
	氏名			
1 会長	なかざわ しゅいち 仲澤 守一	社会教育関係者	南部地区民生（児童）委員 副会長	
2 副会長	うえだ のぼる 上田 昇	市民活動団体	吉田地区高齢者クラブ連合会 副会長	
3 委員	たがみ けいこ 田上 恵子	市民活動団体	社会福祉協議会吉田支部 支部長	
4 委員	いとう けんじ 伊藤 健司	市民活動団体	吉田地区自治実践会 福祉厚生部会長	
5 委員	えばた かずよ 江幡 和代	学校教育関係者	吉田小学校 校長	
6 委員	こうの まりこ 河野 眞利子	市民活動団体	吉田地区女性会 書記	

水戸市吉田市民センター職員名簿

職	ふりがな 氏名		在職年数	住 所	電 話
	氏名				
所 長	すがや もとふみ 菅谷 源文	1年3ヶ月	元吉田町 1736-5	247-2316	
職 員	とよだ ちかこ 豊田 千賀子	2年3ヶ月			
職 員	さとう ひとみ 佐藤 瞳	2年3ヶ月			
職 員	こばやし さおり 小林 沙織	0年3ヶ月			

(1) 令和6年度事業報告

(ア) 家庭教育学級関係

長寿命化型改修工事により, 実施不可

(イ) 青少年関係

事業名	対象	開催日	内容	講師	参加人数
夏休み子ども書道教室	小学3年生～6年生	8月3日	書の実習 (夏休み課題作品)	平賀 禮子	15
		8月7日			15
夏休み子ども絵画教室	小学1年生～3年生	8月19日	水彩画の実習 (夏休み課題作品)	木内 茜里	11
	小学4年生～6年生				9

(ウ) 高齢者講座関係

長寿命化型改修工事により, 実施不可

(エ) 女性教養関係

長寿命化型改修工事により, 実施不可

(オ) 成人一般関係

長寿命化型改修工事により, 実施不可

(カ) 市民センターまつり関係

事業名	対象	開催日	内容	参加人数
ふれあい吉田秋まつり	吉田地区住民	11月10日	ステージショー及び模擬店・フリーマーケットでの地域交流	1,000

(キ) 関連事業関係

事業名	対象	開催日	内容	参加人数
親子料理教室	吉田地区住民	7月24日	小学校児童と保護者で、料理を作る楽しさと食べる喜びを体感する料理教室	12 (5組)
東部ブロック球技大会	吉田・酒門・吉沢・城東・竹隈・上大野の6地区	9月29日	地域間スポーツ交流【東部ブロック】 (ソフトボール・バレーボール)	200
吉田地区福寿のつどい	地区内高齢者 (満75, 80, 85歳及び90歳以上)	10月6日	式典を実施。高齢者に感謝と敬意を表し、長寿を祝う催し(お祝いのメッセージ、演奏会及び記念品の贈呈)	77
市民運動会	吉田地区住民	10月13日	オープン参加型のスポーツイベントで、地域の交流を図る催し	1,000
健康料理教室	吉田地区住民又は通勤している方	11月20日	食事バランスガイドを用いた健康料理を作る料理教室	10
水戸郷土かるた大会 (学区大会)	吉田小学校児童	1月19日	かるた遊びを通して、市内の自然や歴史・文化遺産を楽しく学習し、理解する催し Aブロック(1年生～3年生)6チーム Bブロック(4年生～6年生)6チーム	27
吉田地区防災訓練	吉田地区住民 吉田小学校児童	2月18日	吉田地区住民と小学校との合同で救出・搬送訓練や初期消火訓練及び非常炊き出し訓練等を実施する催し	178
市民歩く会	吉田地区住民	3月2日	健康の保持増進と、自然、歴史、文化に触れて地域住民の親睦を図る催し。 (行き先:酒門方面)	40
子育て広場・シルバーリハビリ体操・いきいき健康クラブ・市民センター作品展示会・救命救急講習会は、長寿命化型改修工事のため、実施不可				

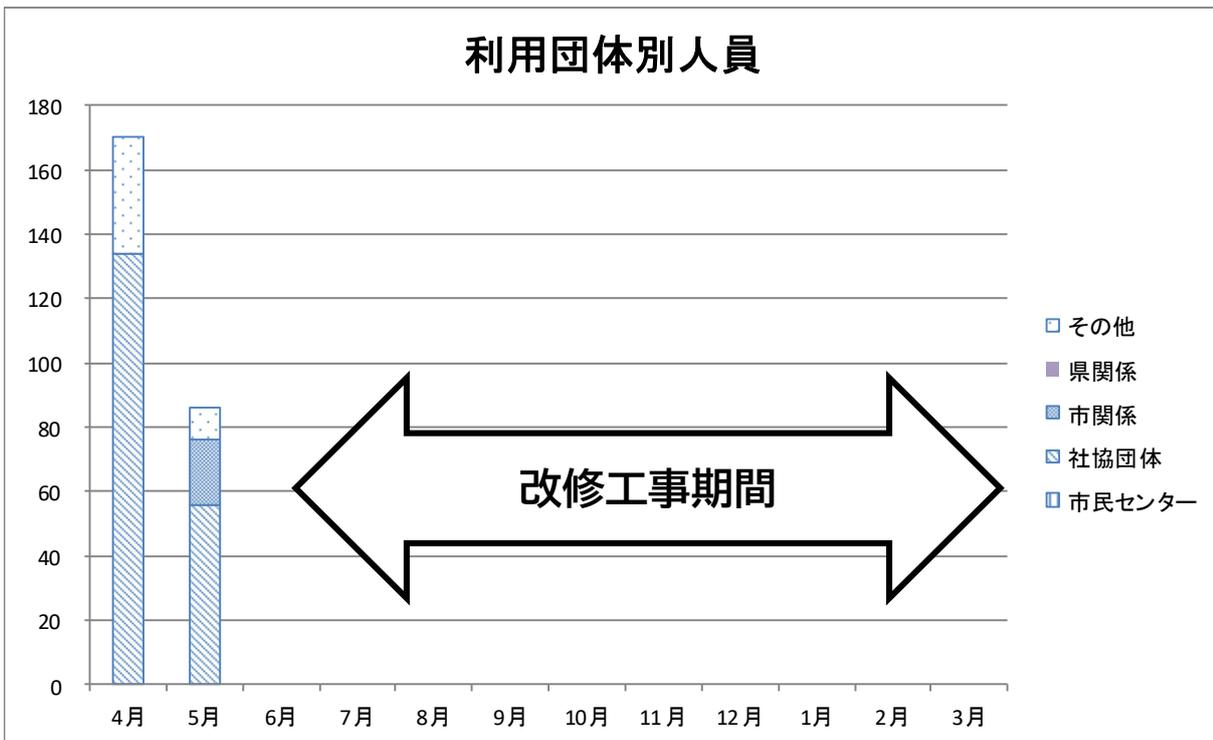
(ク) 吉田市民センター定期講座
長寿命化型改修工事により、実施不可

(2) 令和6年度利用状況

(令和7年3月31日現在)

(ア) 利用団体別

区分	市民センター		社教団体		市関係		県関係		その他		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4	0	0	9	134	0	0	0	0	3	36	12	170
5	0	0	5	56	1	20	0	0	1	10	7	86
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7												
8												
9												
10												
11												
12												
1												
2												
3												
合計	0	0	14	190	1	20	0	0	4	46	19	256

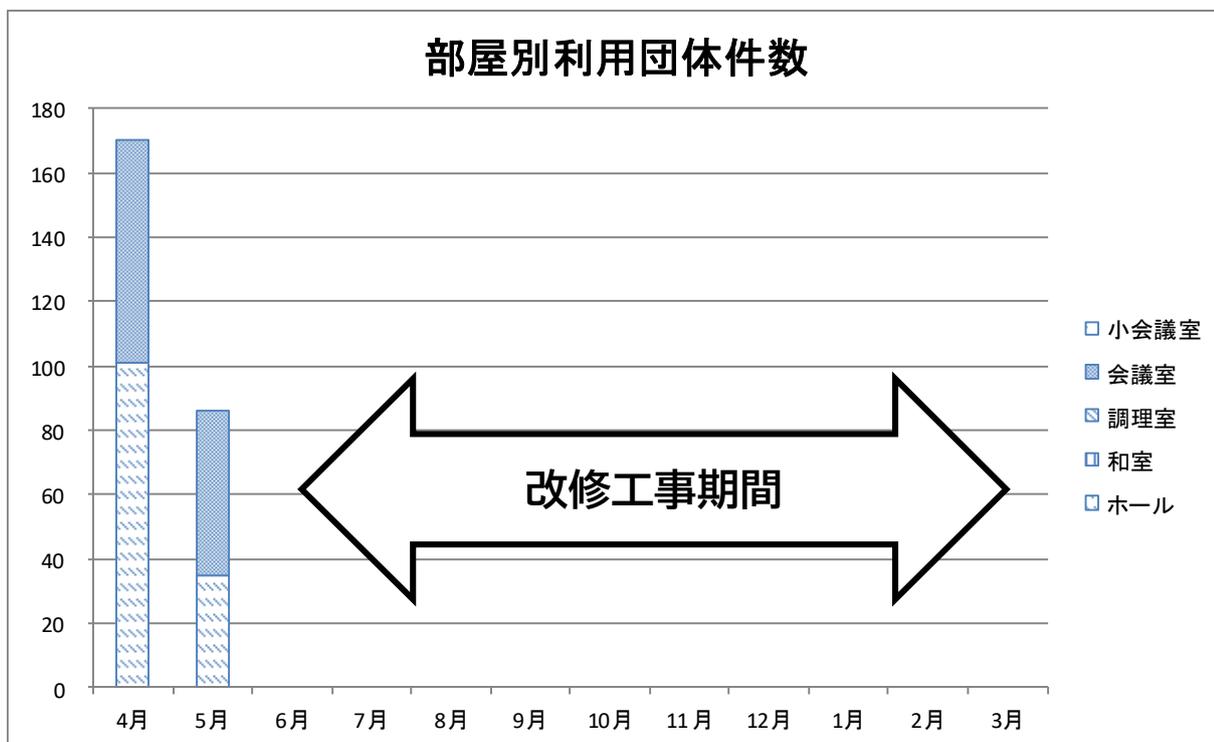


※参考 (いずれも3月31日現在)

	市民センター		社教団体		市関係		その他		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
令和5年度①	341	5,314	198	3,731	134	2,750	522	4,391	1,195	16,186
令和4年度②	352	4,752	176	2,658	131	2,585	532	4,252	1,191	14,247
令和3年度	301	3,711	82	1,063	108	2,267	411	3,070	902	10,111

(イ) 部屋別

部屋 月別	ホール		和室		調理室		会議室		小会議室		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4	4	101	0	0	0	0	8	69	0	0	12	170
5	2	35	0	0	0	0	5	51	0	0	7	86
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7												
8												
9												
10												
11												
12												
1												
2												
3												
合計	6	136	0	0	0	0	13	120	0	0	19	256



※参考 (いずれも3月31日現在)

	ホール		和室		調理室		会議室		小会議室		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
令和5年度	570	9,253	155	1,217	40	476	294	3,324	121	1,017	1,180	15,287
令和4年度	545	8,560	178	1,234	29	311	283	2,862	141	1,061	1,176	14,028
令和3年度	412	5,545	158	1,124	20	241	206	2,200	98	821	894	9,931

市民センター仮事務所利用状況

No.	日付	利用団体	人数	備考
1	6月11日	吉田地区自治実践会 運営委員会	17	会議室
2	6月21日	社会福祉協議会吉田支部	9	コミュニティルーム
3	6月24日	吉田地区自治実践会 広報部会	7	会議室
4	6月26日	吉田地区自治実践会 生涯学習部会	25	会議室
5	7月2日	南部地区民生委員児童委員協議会	3	会議室
6	7月3日	社会福祉協議会吉田支部	9	会議室
7	7月4日	吉田地区自治実践会 生活環境部会	6	会議室
8	7月9日	吉田地区自治実践会 運営委員会	12	会議室
9	7月11日	吉田地区自治実践会 青年部会	11	会議室
10	7月19日	南部地区民生委員児童委員協議会	16	会議室
11	7月23日	市民センター 運営審議会	6	会議室
12	7月25日	吉田地区女性会	7	会議室
13	7月26日	吉田地区高齢者クラブ連合会	19	会議室
14	7月29日	社会福祉協議会吉田支部	12	会議室
15	7月30日	吉田地区自治実践会 広報部会	5	会議室
16	8月5日	南部地区民生委員児童委員協議会	4	コミュニティルーム
17	8月5日	吉田地区防災連合会	2	会議室
18	8月7日	吉田地区自治実践会 運営委員会	17	会議室
19	8月8日	吉田地区自治実践会	4	コミュニティルーム
20	8月23日	吉田地区女性会	7	会議室
21	8月26日	吉田地区自治実践会 生涯学習部会	4	コミュニティルーム
22	8月28日	吉田地区高齢者クラブ連合会	16	会議室
23	8月28日	吉田地区自治実践会 生涯学習部会	4	会議室
24	8月29日	吉田地区自治実践会 広報部会	5	会議室
25	9月3日	社会福祉協議会吉田支部	10	コミュニティルーム
26	9月9日	吉田地区高齢者クラブ連合会	9	会議室
27	9月10日	社会福祉協議会吉田支部	2	コミュニティルーム
28	9月10日	吉田地区自治実践会 運営委員会	16	会議室
29	9月27日	吉田地区高齢者クラブ連合会	18	会議室
30	10月1日	吉田地区自治実践会 運営委員会	16	会議室
31	10月9日	吉田地区高齢者クラブ連合会	7	会議室
32	10月25日	吉田地区自治実践会 福祉厚生部会	5	会議室
33	10月30日	吉田地区高齢者クラブ連合会	18	会議室
34	11月1日	吉田学区子供会連合	10	会議室
35	11月5日	吉田地区自治実践会 運営委員会	17	会議室
36	11月13日	吉田地区自治実践会 広報部会	6	会議室
37	11月26日	吉田地区女性会	7	会議室

No.	日付	利用団体	人数	備考
38	11月27日	吉田地区高齢者クラブ連合会	15	会議室
39	11月29日	吉田地区自治実践会	21	会議室
40	12月10日	吉田地区自治実践会 運営委員会	17	会議室
41	12月11日	水戸市土木補修事務所	7	会議室
42	12月13日	吉田地区防災連合会	23	会議室
43	12月19日	吉田地区女性会	7	コミュニティルーム
44	12月19日	市民センター定期講座代表者会議	14	会議室
45	12月20日	吉田地区高齢者クラブ連合会	18	会議室
46	1月10日	吉田地区自治実践会	5	コミュニティルーム
47	1月14日	吉田地区自治実践会 運営委員会	17	会議室
48	1月14日	陶芸クラブ	3	会議室
49	1月17日	吉田地区自治実践会 福祉厚生部会	7	会議室
50	1月23日	吉田地区自治実践会 広報部会	3	会議室
51	1月24日	吉田地区高齢者クラブ連合会	16	コミュニティルーム
52	1月28日	吉田地区防災連合会	30	会議室
53	2月3日	社会福祉協議会吉田支部	6	コミュニティルーム
54	2月3日	吉田地区自治実践会 広報部会	7	コミュニティルーム
55	2月5日	吉田地区自治実践会 運営委員会	5	コミュニティルーム
56	2月10日	吉田地区自治実践会 広報部会	7	会議室
57	2月12日	吉田地区自治実践会	15	会議室
58	2月13日	荒屋東町内会	9	会議室
59	2月28日	吉田地区高齢者クラブ連合会	18	会議室
60	3月4日	吉田地区自治実践会	5	コミュニティルーム
61	3月7日	吉田地区自治実践会	28	会議室
62	3月8日	吉田地区自治実践会	13	会議室
63	3月10日	吉田地区自治実践会	4	会議室
64	3月11日	吉田地区自治実践会	16	会議室
65	3月12日	吉田地区自治実践会 生活環境部会	11	会議室
66	3月17日	食生活改善推進員会吉田地区	8	会議室
67	3月19日	ニュースポーツ	21	会議室
68	3月21日	吉田地区自治実践会 生活環境部会	2	コミュニティルーム
69	3月24日	吉田梅寿会	13	会議室
70	3月26日	吉田地区高齢者クラブ連合会	18	コミュニティルーム
合計			777	

(3) 令和7年度吉田市民センター運営方針及び重点目標について

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられる豊かな地域を形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

吉田市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努める。また、東日本大震災での経験や近年の台風大型化への警戒等を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重 点 目 標

1 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の活性化

ア 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプランの実現に向けた取組への支援を促進し、吉田地区自治実践会を中心とした自主的な活動を推進する。

イ 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。

ウ 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、吉田地区自治実践会や関係機関と連携強化を図り、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、吉田地区自治実践会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。特に水戸市住みよいまちづくり推進協議会との協働により、「みと町内会・自治会カード」事業の更なる魅力の向上を図る。

エ 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

(2) 地域コミュニティ活動環境の充実

吉田市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルームの積極的な利用を促進するとともに、施設の利用者数や周辺の利用状況等を踏まえつつ狭あい駐車場の解消に努める。また、吉田市民センターのホームページの中で、地域情報を積極的に発信し、地域の魅力向上に努める。

(3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における水戸市吉田地区防災連合会との連携を図る。

2 生涯学習活動の推進

(1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である吉田市民センターにおいては、どのような状況下でも学びを止めることなく、「個人の要望」する学習による生きがいづくりを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子・高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱った学習機会を提供する。

そのため、水戸市における生涯学習事業を総称した「みと弘道館大学」に位置付けた、一般教養講座や定期講座を開催するとともに、みと好文カレッジにおける事業を活用しながら、市民の

ライフスタイルに定着し、生涯にわたって学び続けることができるよう、学習機会の充実に努める。

ア 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

イ 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくため、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。特に、デジタル・ディバイド解消のため、高齢者等に向けたICTリテラシーを身につける講座の充実に努める。

また、地域団体と吉田市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開する。

ウ 家庭教育や子育てを支援する講座等の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割があることから、家庭教育について考える機会を提供するため、学校等における家庭教育学級や家庭教育講演会を開催する。

また、未就園児の保護者が家庭教育について学び、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができるよう支援するため、家庭教育強化事業を実施する。

(2) 学習の成果を生かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに生かせるよう、吉田地区内の人材の発掘・育成を行い、地域の活性化や特色あるまちづくりに生かしていくための環境づくりを進める。

ア 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用を推進する。

イ 学習の成果を発表する場の創出

吉田市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、生涯学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

ウ 学習の成果を地域活動に生かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に生かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。吉田市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につなげられるよう、人材の育成と活用に努める。

エ 事業評価に基づく事業の推進

吉田市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で生涯学習の成果をどのように生かし、また、地域の中でどれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

吉田市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営を図る。

(3) 家庭・地域・学校の連携の強化

家庭・地域・学校が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組む体制を構築し、地域社会全体の教育力の向上を図ることができるよう、吉田市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能充実に努める。

ア 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

地域、学校と連携を図りながら、様々な形で異なる世代での交流や大人と接する事業など、

子どもたちが地域活動に参加する場を提供し、地域社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

イ 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、地域の人的資源を子育て支援事業や学校活動支援事業に活用し、家庭教育を地域社会全体で支える仕組みづくりに努める。

(4) 令和7年度事業計画

1 地域コミュニティ活動の自立支援

(1) コミュニティ活動の活性化

ア 地区会及び各種団体活動の支援関係

- ◆各種球技大会
- ◆福寿のつどい（10月5日，吉田小体育館）
- ◆スポーツフェスティバル（10月12日，吉田小学校校庭）雨天時体育館
- ◆ふれあい吉田秋まつり（11月9日）
- ◆地区会及び各種団体主催の移動学習等
- ◆吉田地区歩く会（未定）

イ 市民センター運営審議会の活用

- ◆運営審議会は，年2回開催（7月，令和8年2月予定）

(2) 地域防災の強化推進支援

- ◆合同防災訓練の開催（令和8年2月予定）

2 生涯学習活動の推進

(1) 高齢者・女性・児童・男性対象等の事業（短期的8講座）

- ア 夏休み子ども教室・・・・・・・・・・小学生
- イ 寿大学・・・・・・・・・・高齢者
- ウ 女性セミナー・・・・・・・・・・女性
- エ 家庭教育強化事業・・・・・・・・・・未就園児と保護者
- オ 家庭教育講演会・・・・・・・・・・小学校入学前園児の保護者
- カ 男の台所・・・・・・・・・・男性
- キ 空き家対策講習会・・・・・・・・・・成人
- ク はじめてのスマホ体験講座・・・・・・・・60歳以上のスマートフォン初心者

(2) 受講生（クラブ）主体の定期事業（定期講座12団体）

- | | | |
|---------|----------|----------|
| ◆絵手紙 | ◆ヨガ | ◆プアレイ |
| ◆歌謡 | ◆ニュースポーツ | ◆水彩画 |
| ◆ハッピーフラ | ◆パッチワーク | ◆簡単！いすヨガ |
| ◆編物 | ◆3B体操 | ◆俳句 |

※「骨盤体操クラブ」，「陶芸クラブ」，「料理クラブ」，「ヨーガA」，「マンドリン」は閉講

※6月から翌年3月の期間（8月を除く）

(3) 関係機関団体との連携事業

- | | | |
|---------------------|-------------|--------------|
| ◆いきいき健康クラブ | ◆シルバーリハビリ体操 | |
| ◆スポーツ推進委員東部ブロック球技大会 | | ◆バランスガイド料理教室 |
| ◆親子料理教室 | ◆水戸郷土かるた大会 | ◆子育て広場 |

(5) 令和7年度定期講座開設状況

令和7年7月1日現在

No.	ク ラ ブ 名	受 講 生		合 計	令和5年 度 (5月1日 時点)	増 減	講 師 名
		継 続	新 規				
1	絵手紙	5	0	5	10	-5	鯨 和子
2	ヨガ	14	3	17	19	-2	鯉沼 千加子
3	プアレイ	9	2	11	9	2	小川 千春
4	歌謡	24	5	29	25	4	金沢 はるみ
5	ニュースポーツ	22	1	23	23	0	—
6	水彩画	14	2	16	16	0	関 徹
7	ハッピーフラ	11	0	11	17	-6	小川 千春
8	パッチワーク	11	0	11	13	-2	小林 笑子
9	簡単!いすヨガ	0	16	16	0	16	鯉沼 千加子
10	編物	13	1	14	15	-1	嵩井 詔子
11	3B体操	10	3	13	15	-2	大内 幸子
12	俳句	14	1	15	18	-3	山田 健太
合 計		147	34	181	180	1	

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

- 2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

- 2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議す

るため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、審議会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

（平27条例9・一部改正）

（委任）

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則（平成22年3月24日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則（平成23年3月25日条例第9号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成23年7月12日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則（平成26年6月30日条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成26年7月1日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成26年10月1日

（準備行為）

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第3号に定める日以後の水

戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則（平成27年3月24日条例第9号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年6月30日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市稲荷第一市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則（平成30年6月22日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成30年規則第28号で平成30年10月1日から施行。ただし、同条例付則第2項の規定は平成30年9月1日から施行）

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市鯉淵市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則（平成30年12月20日条例第60号）

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 平成31年2月1日

(2) 別表に2項を加える改正規定（水戸市妻里市民センターの項に係る部分に限る。）及び付則第3項の規定 平成31年3月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成31年4月1日

（準備行為）

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市妻里市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例（以下「新条例」という。）の例により行うことができる。

- 3 付則第1項第3号に定める日以後の水戸市内原市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、新条例の例により行うことができる。

付 則（令和3年12月24日条例第62号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年3月7日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市千波市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

別表（第2条関係）

（平22条例13・平23条例9・平23条例25・平26条例36・平28条例34・平30条例32・平30条例60・令3条例62・一部改正）

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町114番地の6
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町2134番地
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1
水戸市鯉淵市民センター	水戸市鯉淵町2989番地の2
水戸市妻里市民センター	水戸市有賀町2242番地
水戸市内原市民センター	水戸市内原町1395番地の6

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市市民センター条例（平成21年水戸市条例第33号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間及び休日)

第2条 水戸市市民センター（以下「センター」という。）の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 センターの休日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間及び休日を変更することができる。

(令5規則92・一部改正)

第3条 削除

(令5規則92)

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに、市民センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

(使用期間の制限)

第5条 センターの使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可に係る事項の変更等)

第6条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに市民センター使用変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更（取消）許可書（様式第4号）を交付する。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書（様式第5号）を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第34号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 施行日前に作成した各様式の内紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第7条関係）